



## マイナンバーカードによる保険証の確認について

当院では、マイナ保険証を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を行っておりますが、令和6年6月1日の診療報酬改定に伴い「医療情報取得加算」が加算されます。

| 初診           | 再診（3か月に1回）   |
|--------------|--------------|
| マイナンバー有・・・1点 | マイナンバー有・・・1点 |
| マイナンバー無・・・3点 | マイナンバー無・・・2点 |

○オンライン資格確認システムの障害等によりマイナ保険証が利用できない場合がありますので、マイナ保険証での受診時でも、念のため保険証原本を持参してください。

○令和6年12月2日以降は新規の保険証が発行されません。

現行の健康保険証が使えなくなる前に、当院を受診する際にはマイナ保険証をぜひ利用してみてください。

医事課

